

令和4年1月11日発行 通巻265号 (発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2022
1
vol.265

謹賀新年



明治神宮本殿前



明治神宮清正井戸



表紙 / 明治神宮本殿前
明治神宮清正井戸
撮影 / 永田 一雄

目 次

巻頭コラム「風」 「グローバルスタンダード」 税制委員長 池田 達也……………2	
新年のご挨拶 会長 安江 文博……………3	
西新井税務署長 菊池 孝次……………4	
足立都税務所長 成瀬 貴子 足立区長 近藤 やよい……………5	
令和3年度 納税表彰式……………6～7	
「税を考える週間」広報車出発式……………8	
「税を考える週間」街頭広報……………9	
「税を考える週間」署長講演会……………10	
ブロック・支部・部会/研修会 第4ブロック「4支部合同 第45次会員増強出陣式」 第5ブロック「2支部合同 第45次会員増強出陣式」 ……………11 第7ブロック「3支部合同第45次会員増強出陣式」 ……………12	
東法連 特定退職金制度……………12	
社会貢献委員会 献血活動……………13	
社会貢献委員会 タオル寄贈報告……………14	
源泉部会 年末調整説明会 ニューコーナー誕生……………15	
女性部会 税に関する「絵はがきコンクール」入賞作品……………16～17	
税制改正提言……………18～19	
西新井税務署からのお知らせ……………20～21	
足立都税務所からのお知らせ……………22	
警察だより 消防署だより……………23	
東京税理士会……………24	
西新井法人会簡易保険会からのお知らせ……………25	
催しものインフォメーション 決算法人説明会・新設法人説明会 表紙のこぼれ／編集後記 税務無料相談室……………26	

巻頭コラム



小川 節子 書

グローバルスタンダード

税制委員長
池田 達也

新年明けましておめでとうございます。
2022年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

私の干支でもある寅年は「古い時代から新しい時代への転換点になる年」と言われています。

社会も官民挙げてAIやIOTの技術を活用しデジタル社会へと転換しようとするなか、最近DX（デジタル トランスフォーメーション）という言葉をよく耳にします。

コロナ禍が招いた大きな変革期に私自身も税制委員長を拝命することになり、デジタル化やDXの重要性・必要性は理解しなければと講演会や勉強会等に参加しました。その際に講師の方々が一様に指摘されたのは、「24時間365日、インターネット等のデジタルネットワークを介して世界中が繋がれているグローバル社会では、強固なセキュリティ対策を施したデジタル基盤（インフラ）を構築出来た国は国際社会において信用、安心度が高く評価され、海外よりの企業進出や投資が集まり、逆に立ち遅れてしまうと世界経済から取り残されてしまう危険がある」という事でした。

日本は、個人情報保護や守秘義務違反などに抵触しないか慎重になり過ぎ、西欧米諸国だけでなく、イスラエル・ポーランド・エストニア・東欧のシリコンバレーと呼ばれるベラルーシといった東欧諸国、そして中国・台湾・韓国といったIT先進国よりかなり遅れているのが現状です。

新型コロナウイルス感染症対策で韓国や台湾、中国よりも電子化で大きく後れを取っている事が露呈し、マスクの配付や持続化給付金を送付するにも多くの日数と労力がかかり、政府が速急にデジタル庁を創設したことから分かります。

では、日本が目指しているDXはどういうものか？

DX先進国と言われるエストニアの取り組みが参考になると思います。

エストニアでは、すでにeIDカード（日本ではマイナンバーカード）の取得は国民の義務であり、行政サービスの99%がオンラインで完結しています。紙で申請するのは、婚姻届や不動産登記くらいだそうです。

eIDカードは身分証明書・パスポート・運転免許証・健康保険証になり、このカードによってオンラインバンキング、インターネット投票、納税申告（日本ではe-Tax）といった、さまざまな行政・民間のサービスが受けられます。銀行の口座情報・国税庁の申告データ・内務省（総務省）の住民登録データ、社会省（厚生省）の医療データ・電力会社の電気使用データといった、分散された無数のデータを連携させるプラットフォーム、それがX-Road（日本ではマイナポータル）です。

この様にテクノロジーを駆使して、人々の生活やビジネス環境をより快適且つ便利に変革する事がDXです。

日本においては新型コロナウイルス感染症拡大を機に、やっとキャッシュレス決済が加速し、オンライン診療や電子署名への移行が始まりましたが、DX先進国と比べると大きく出遅れています。税務行政においてはマイナポータルを活用し、あらゆる税務情報の確認や手続を、税務署へ行かずアプリ上で出来るよう目指しています。e-Taxや電子インボイスの導入等、新しい制度に移行することは負担も伴いますが、経済だけでなく環境や医療等、新たな分野でも魅力ある日本を将来世代に引継いでいく為、既にグローバルスタンダードとなったDXへ乗り遅れないよう官民が協力し、着実に取り組みを推進しなければと思います。

最後に、一日も早く全世界でコロナ禍が収束し、以前のように人々が安心して交流がもてる日常に戻れますようご祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。



新春のご挨拶



会長
安江 文博

法人会員の皆様におかれましては、常日頃より法人会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。現在、新型コロナウイルスの影響により、世界経済が未だ回復の兆しがみえておりませんが、経済が1日でも早い立ち直りと混乱の終息が訪れるためには、新型コロナウイルスに対応する特効薬の開発が不可欠であると思います。そして、いち早くこの状況下を乗り越え、平穏な日々が戻りますことを願い、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、昨年7月に西新井税務署に着任されました菊池署長様、大野副署長様、松田副署長様をはじめ、幹部職員の皆様方には、当会に対し例年とは違う環境下の中、適切なご指導のもと、一部諸事業を遂行することが出来たことに心より感謝申し上げます。

また、「税を考える週間」の事業と致しまして、菊池署長様には、「税に関するおもしろ話」というテーマで講演を戴きました。ユーモアたっぷりのお話の中に、税務知識をちりばめた魅力的なお話で、是非続編をお願いしたいと皆、心待ちにしておりますので、機会がありましたら再度お願いしたいと思っております。

また、街頭広報活動では、署の皆様には一方なら

ぬ応援を戴き、無事終了することが出来ましたこと、改めて御礼申し上げます。そして何より残念なのが、署の一大イベントでございます納税表彰式が、昨年に続き全国的に中止になったこと、受彰者の皆様と祝うことが出来なかったことは、誠にさみしい思いで一杯でした。

この状況下、当会では、過去2年近くも計画しておりました殆どの行事が新型コロナウイルスの影響により延期または中止が続きましたが、大規模法人会にあって、会員加入率全国一位を20年以上維持し続けております。会組織の根幹である会員増強運動が昨年より大変難しい状況にあり、現在役員一同一丸となって推進している最中でございます。

こうした中、2021年は国内外において様々な出来事がありました。国外では、コロナ禍からの経済の再始動、アメリカ軍のアフガニスタンからの撤退による混乱、気候変動に伴う災害等、世界中が決して平和とは言い切れない中、国内では2020オリンピックパラリンピックが、1年遅れではありますが無事に開催されました。そして、我が国に過去最多のメダル獲得をもたらし、同時に、スポーツの素晴らしさを国民に与えるなど明るい話題と感動を与えてくれました。

令和4年の新春を迎えるにあたり、この厳しい状況を乗り越え、経済繁栄となることを願うと共に、皆様方のご事業の益々の発展と素晴らしい年になりますよう祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



西新井税務署長
菊池 孝次

令和四年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

安江会長をはじめ一般社団法人西新井法人会会員の皆様には、税務行政全般にわたり格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般のコロナ禍の影響により「新たな生活様式」に基づく開催方法の変更や感染症防止策の徹底など例年と大きな変更を強いられる状況となり、様々なイベント等の開催延期・中止が相次ぎ、会員の皆様の御事業にも多大な影響があったことと存じます。

貴会の事業活動におかれましては、「舎人公園千本桜まつり」や「あだち区民まつり」での税金クイズや一大イベントである「一泊研修会」が全て中止になり、その他にも各種委員会等が縮小開催・中止になるなど多大な影響を受けられました。

そのような状況におかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配意した上で、「署長講演会」や「税に関する絵はがきコンクール」を実施していただくとともに、西新井納税六団体主催の「税を考える週間」には街頭広報への参加など各事業を積極的に実施していただき、各会とも緊密に連携・協力しながら、地域に密着した活動を展開し、区民の皆様に対する正しい税知識の普及や納税道義の高揚に御尽力いただきました。

このように多方面にわたり積極的な活動を進められた貴会のこれまでの様々な活動に対しまして、改めて

感謝申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

また、会員増強につきましては、大規模単位会の加入割合「22年連続日本一」を目指して、全ブロック・支部が一丸となって組織の拡充に取り組まれており、安江会長をはじめ会員の皆様方の法人会活動に対する御熱意と連綿と続く良き伝統の力であり、大変心強く感じております。

さて、令和5年10月1日から始まるインボイス制度の導入に向けて、昨年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付が開始されました。国税庁では、インボイス制度について、事業者の方に広く知っていただくため、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」を開設し、各種情報を公表しております。インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様様の準備が円滑に進むよう周知・広報等に取り組んでいきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染状況は予測困難な状況でありますので、感染防止の観点から会員の皆様方には、これまで以上にe-Taxでの申告・納税・申請をご利用いただきますとともに、周知・広報等に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Taxを利用いただくと手続きがスムーズですので、積極にご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人西新井法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御発展を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



足立都税事務所長
成瀬 貴子

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人西新井法人会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年4月に、足立都税事務所長に着任いたしました成瀬でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

旧年中は、安江会長をはじめ、役員並びに会員の皆様におかれましては、東京都の税務行政の円滑な運営に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人西新井法人会の皆様には、日頃より税に関する広報をはじめとする地域に根差した活動を通じて、東京都の税務行政にお力添えを頂き、特に、次代を担う児童に対する租税教育の一環である、税に関する「絵はがきコンクール」への取組はもとより、色々な世代層に応じた税知識の普及・啓発に取組んで頂いているところでございます。紙面をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。

また、昨年は「東京2020大会」に多大なるご支援を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

一昨年からのコロナウイルス感染症の広がりに対し、東京都では様々な対策を行ってきたところではありますが、度重なる緊急事態宣言により、皆様には大

変なご不便をおかけいたしました。

昨年10月に緊急事態宣言等が解除されておりますが、景気の動向を含めまして、先行きはまだまだ不透明であります。

厳しい状況ではありますが、東京都主税局では、感染拡大防止と社会経済活動との両立に向け、新しい日常の定着やデジタル化の活用を推進して参ります。

昨年12月、「都税に関する各種証明書の電子申請」を開始致しました。

また、都税事務所の待ち時間短縮と窓口の密防止のため、混雑状況をHPで確認できる「窓口混雑状況配信サービス」を導入しております。

他にも、特例的な徴収猶予制度の活用や固定資産税の減免措置等、納税者の皆様に寄り添った対応はもとより、スマートフォンやタブレット端末を利用した「スマートフォン決済アプリ」による税の納付等、納税者の皆様の利便性向上に向け取り組んでいるところでございます。

こうした取組を含め、東京都の運営の根幹を支える税務行政の推進には、皆様のお力添えが不可欠であります。

今後とも引き続き、税務行政の良き理解者として、一層のご支援とご協力を賜りますよう、宜しく申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人西新井法人会の益々のご発展と、役員並びに会員の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



足立区長
近藤 やよい

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人西新井法人会の皆様方には、晴れやかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当区の行財政運営に多大なるご尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は落ち着きを見せ始めたものの、第6波到来への備えを緩めるわけにはいきません。感染拡大を防ぐ鍵になるのがワクチン接種であることは論を待たず、国の通知によれば、ワクチン3回目接種は2回目接種終了後、概ね8ヶ月後となっているため、区としては今のところ1、2回目での先行接種対象の医療従事者、その後続いて65歳以上の高齢者、そして一般区民の方へと2回目の接種終了順に広げていく予定です。現在、足立

区医師会と連携し、接種体制などについて詳細を詰めており、決まり次第、お知らせしてまいります。

次に、区の令和2年度普通会計決算ですが、東京都からの都区財政調整交付金の減少に伴い、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、83.2%と前年度に比べ5.7ポイント増加し、平成25年度以来7年ぶりに適正水準である80%を超える結果となりました。

コロナ禍が企業業績や税収等に与える影響が不透明であることから、厳しい財政状況が続くことを覚悟せざるを得ません。

一方で、令和4年度は足立区制90周年にあたる年でもあります。区民の皆様に元気や活力を感じていただける事業構築はもとより、10年後の区制100周年に向け、「更なる発展のスタートラインとする予算編成を」と考えております。

最後になりますが、年頭にあたり、一般社団法人西新井法人会の皆様方並びにご家族の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和三年度 納税表彰式

日時 令和3年11月9日(火)・17日(水) 会場 西新井税務署

令和三年度 納税表彰受賞者 (敬称略)

国税庁長官表彰状

西新井税務署長表彰状

西新井税務署長感謝状

顧問	島	健
常任理事	松岡	隆司
常任理事	足立	賢一
常任理事	澤谷	義一
常任理事	小倉	哲也
常任理事	熊崎	純徳
常任理事	山影	幸一郎

「国税庁長官表彰状」受賞者



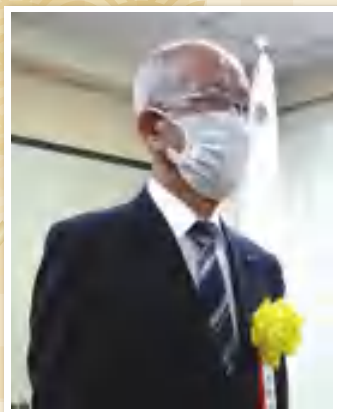
東京国税局
川口調査第三部長

鈴島 顧問

鈴島 令夫人

菊池 孝次
西新井税務署長

「西新井税務署長表彰状」受賞者



松岡 隆司殿



足立 賢一殿

「西新井税務署長感謝状」受賞者



澤谷 義一殿



小倉 哲也殿



熊倉 勇殿



影山 幸一郎殿



山崎 純徳殿



『税を考える週間』 広報車出発式

日時：令和3年10月29日(金)

会場：西新井税務署管内



広報車を囲む西新井税務署幹部の方々と西新井納税六団体長

本年度も西新井納税六団体が広報車を用いて西新井税務署管内にて広報活動を行いました。

税を考える週間（11月11日（木）～17日（水））の日程、スマホやパソコンで申告や納税が出来る e-Tax の利用推進、金融機関の窓口に行かずに納税が

出来るキャッシュレス納付についてアナウンスさせて頂きました。

車体の横には「自宅からネットが便利 e-Tax」を掲げ、10月29日（金）と11月11日（木）の二日間に渡り広報車での周知活動をさせていただきました。

（事務局）

ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207 でシンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

街頭広報

日時：令和3年11月14日（日）

会場：西新井駅・アリオ西新井・西新井大師



キャンペーンに御参加頂きました関係各所の皆様

令和3年11月14日(日)に西新井納税六団体主催、西新井税務署・東京都足立都税事務所・足立区役所・西新井優申会・西新井彰友会の後援で、税を考える週間街頭広報活動を行いました。

西新井駅前からスタートし、アリオ西新井店の店内、西新井大師参道において後援の皆様方には税に関する広報活動と区民に対する啓蒙活動をお手伝いいただきました。

昨年同様あまり大々的には行いませんでしたが、沢山用意していた啓発物等の配布物もあったという間に配り終わりました。

また、西新井大師参道で行った税金クイズも盛況の内に終了いたしました。

ご協力いただきました関係各所の皆様、誠にありがとうございました。

(事務局)



「税を考える週間」署長講演会

日時：令和3年10月27日(水)

会場：西新井法人会館



講師

菊池 孝次 西新井税務署 署長

演題

税に関するおもしろ話

コロナ禍、行政機関も厳しい制約がある中ではございますが、菊池署長には快く承諾して頂き、昨年に引き続き本年度も10月27日に署長講演会が無事に開催する事が出来ました。コロナ禍以前は例年300人位で行っていましたが、感染予防の観点から人数を制限し開催させて頂きました。当日は高橋研修委員長による司会進行のもと、組織担当茂木副会長より開会のことば、安江会長より「世の中は暗いが、今日は講演を明るく拝聴したい」と主催者の挨拶を頂き、講師の西新井税務署菊池署長には「税に関するおもしろ話」と題しご講演をいただきました。

まずは場の固い雰囲気とご自身の緊張を解くために、奥様の「しわ」の話で場を盛り上げてからスタートされました。続きまして過去にご自身が9年間所属されていた東京国税局課税第一部資料調査課、いわゆる「リョウチョウ」のお話をされました。資料調査課は特に悪質な事案を調査します。朝が早く夜は大変遅い勤務体系なので、気力・体力・知力での勝負だったそうです。異動したらそこからまた1年生としてのスタートなので必ず研修事案を行います。例としては山梨県の山の中や千葉県の手賀沼に行き、1週間泊まりがけで徹底的に調査の仕方・資料の作り方などの厳しい研修を行ったりします。そのため若者には人気のない部署だったそうです。経験談としては富士山の山

小屋・闇金業・海外居住者など、聞いた事のない大変興味深い案件のお話を聞きかせていただきました。次に異動された千葉東税務署では特別国税調査官、いわゆる「トッカン」時代の部下とのおもしろいエピソードや、これからの若者育成方法をユーモア交えてお話しになり、会場内に笑いと共感が絶えませんでした。次は長野県大町税務署管内にある、スキーや温泉で有名な北アルプス白馬村の外国人における事業への課税事案のお話でした。本来ならば大町市での休日に、観光やお酒とプライベートが充実しているスローライフについて話される予定でしたが、時間の都合上次回となり大変残念でしたが、次の機会を楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。さて講演も終盤となり、最後に大町の水についてお話いただきました。水が非常に軟水で通常硬度が20mg/lに対して大町の湧き水は14mg/lだそうです。ミネラル・マグネシウム・カリウムなど雑味のない純水なので、大変お酒作りには最適とのことでした。

今回の講演で「リョウチョウ」時代にご苦労なされた貴重な経験のお話、若者の育成の方法、少しでしたが長野県大町の魅力あるお話をありがとうございました。閉会のことばを研修担当小川副会長よりいただき講演会を閉会いたしました。また、お参加いただいた皆様ありがとうございました。

(研修委員会 副委員長 橋本 雅克)

第4ブロック

4 支部合同 第45次会員増強出陣式

日時 / 令和3年10月6日(水)

場所 / 鹿浜 い き い き 館



令和3年10月6日(水)午後6時より鹿浜いきいき館において、ご多忙の中41名の参加をいただき、開催できましたことは嬉しく感謝申し上げる次第です。

今年度の出陣式は例年との違いが5つあります。

- ①コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解けたこと
- ②安江新会長体制になったこと③税務署職員の同席が無かったこと④ブロックに所属している本部役員の方



の参加があったこと⑤新設法人・転入法人合わせて830社あることが要因として、参加者41名の背中を押したものと思います。一人ずつ全員のスピーチでは会員増強への思いが伝わってきました。時節柄、要点だけの弁当持ち帰り出陣式となり午後7時すぎに散会となりました。

(第4組織委員長 松岡 隆司)

第5ブロック

2支部合同 第45次会員増強出陣式

日時 / 令和3年10月8日(金)

場所 / 滝野川信用金庫
足立支店 会議室



江北支部・扇支部の合同にて、10月8日午後4時00分から滝野川信用金庫・足立支店会議室にて、「第45次会員増強出陣式」を開催しました。

斎藤実ブロック長より、目標は江北支部・扇支部、各社10社超との発表がありました。

参加者皆様の人脈から、知り合い等多くの方々に声掛けしていただきたいこと、そして一社でも多く会員



増強していきたいと、参加者に対して取り組みと協力を呼びかけ意思の結集を図りました。

最後に、後藤本部相談役から、会員増強は欠かせない取組です、目標達成に向けて、ご協力をお願いしますとのご挨拶で閉会しました。

(扇支部 広報委員 榊 榮二)



緊急事態宣言も解除となり、令和3年10月6日(水)午後5時30分より藪重会議室に於いて第7ブロック3支部合同で会員増強出陣式を開催いたしました。宣言が解除となったとは言えまだコロナ禍、梅島・梅田第一・梅田第二の各支部より支部長を含め2名迄の出席とさせて頂きました。今期も厳しい増強運動になる事は必至であるため、本部より安江会長・木本副会長・横瀬副会長・渡辺監査にも出席頂きました。

安江会長より「本来なら未会員の会社を訪問し、入会勧奨をする所ではありますが、感染症予防も踏まえまずは出席者の周りの方への勧奨や、コロナ禍でも出来る方法を模索しながら目標達成に向けて頑張りましょう。」と、ご挨拶を頂きました。その後、本年度は役員改選の年でもありましたので、出席者全員から

自己紹介と増強運動に向けての意気込みをお話し頂きました。

最後に私からのお願いは、出席頂いた人数分の入会社数が達成できますよう皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。事務局高梨様出席ありがとうございました。

(第7組織委員長 藤沼 次男)

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

金F-2021-0003(2021年10月27日)P5965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷横町5番6号 全法連会館3階
TEL 103) 3357-1641 FAX 103) 3357-1642
<https://www.tohokai-tokuteikyo.or.jp/>





高橋副委員長と西新井ライオンズ



頑張る田中副委員長

昨年に引き続き新しい形の社会貢献を探る中、西新井税務署・西新井法人会社会貢献委員会・東京西新井ライオンズクラブ共催で、日本赤十字社による第二回目となる献血活動を西新井税務署駐車場にて開催致しました。

当日は風が強かったものの薄曇りで割と過ごし易い天気となりました。

集合時間前には日本赤十字社の献血車のスタンバイも終わり、西新井法人会小川副会長、東京西新井ライオンズクラブの馬場会長とお手伝いいただける会員さんにもお越し頂けていました。

「始める前に税務署にご挨拶を済ませてから開始致しましょう。」との事で、小川副会長、馬場会長を先頭にご挨拶に上がりました。

西新井税務署では新任の菊池税務署長を始め、幹部役員の皆様から快くお出迎え頂き、菊池署長より「コロナ禍で大変な中ご苦労様です。世間がこのような状況で献血を協力して下さる方も減っている！と聞いて

います。税務署としても皆さんの社会貢献活動を出来る限りお手伝いしたいと思います。また地域の方々に西新井税務署の場所を認知頂く為にも宜しくお願い致します。」と、とても温かな励ましの言葉を頂いた後全員で記念撮影を致しました。

今回は法人会広報誌での告知が主で有った事も有り献血にいらして頂いた方は余り多くは有りませんでした。

献血の申し込みを頂いた方が37名、しかし残念ながら問診や事前検査で献血が出来なかった方々が5名いらっしゃいましたので、実際にご協力頂いたのは32名(12,200ml)でした。

医療現場では「新鮮な血液」「善意の血液」を待っています。この活動が第3回目を迎える頃にはコロナも一定の収束を迎え、安心してこのような活動が行える事を願って止みません。

尚、この度の開催にあたり大変ご尽力頂きました関係各所の皆様方に感謝申し上げます。

(社会貢献委員会 副委員長 高橋 康文)

法人会の

1日人間ドック型式
生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部

東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資 (小規模事業者
経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ 東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200





左より足立区社会福祉協議会大高常務理事、
当会の木本副会長(社会貢献担当)、松崎社会貢献委員長



足立区の情勢について懇談させていただきました

社会貢献委員会活動といたしまして、昨年12月15日に木本副会長(社会貢献委員会担当)とともに社会福祉法人足立区社会福祉協議会を訪問させていただきました。西新井法人会各支部、会員様からお預かりした未使用タオルを寄贈して参りました。

この活動は社会貢献委員会発足以来欠かさず続けてきました。しかし、今回は東京都内における新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、例年に比べ本数も少なかった印象です。

同協議会の大高常務理事より心からの感謝の言葉をいただきました。社会の一員として少しでもお役に立っていることを実感し安堵いたしました。

大高常務理事は、足立区の産業をはじめ様々な分野に見識をお持ちで、法人会からの寄贈訪問ということもあり、豊富な話題の中で楽しい時間を過ごさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大という危機的状況下、当委員会が社会に貢献できる活動とは何か?について今後とも協議を重ね、模索して参りたいと思います。

引き続き、会員の皆様のご協力と温かいご支援を賜りながら活動して参りたいと思いますので何卒よろしくお願い申し上げます。

(社会貢献委員会 委員長 松崎 顕治)



得洗隊
BODY COATING とくせんたい

とくせんたい足立店((株)東京ユーボス内)
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13
営業時間 9:30~20:00

0120-117-899

車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ!

区民葬・互助会葬より 低価格!
テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!
198,000円からのプランをご用意しております。



日本興礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

株式会社 日本興礼

西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 合人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本興礼 検索



源泉部会主催「令和3年分年末調整等説明会」が開催されました。例年通り女性の参加者が多かったのが印象的でした。吉田幹事の司会進行のもと、主催者代表の小林源泉部会長よりご挨拶があり、続いて後援者代表として、西新井税務署大野副署長様よりご挨拶ならびに年末調整や法定調書等の趣旨・目的等が述べられました。

説明会では、最初にDVDの上映が行われ、その後令和3年から適用される以下の主な改正事項が説明されました。

- ・税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について押印を要しないこととされた。
- ・扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要も無くなった。

次に、冊子「令和3年分年末調整のしかた」に沿って、年末調整の手順とそれぞれの手順の内容が説明されました。続いて、署法人課税第2部門の坂井調査官より、同DVDの補足説明が行われました。調査官より、年末調整の手順に沿って作業を行う際、特に誤り易い点を中心に説明がありました。また、令和3年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿についての説明もされました。

時刻が15時を回ったところで、法定調書についてのDVDの上映が行われ、冊子「令和3年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」に沿って、西新井税務署管理運営部門の林調査官から、法定調書についてのポイントを絞った具体的な説明がされました。その他、今までスマホからは出来なかった確定申告書等作成について「簡単！スマホ申告！」マイナンバーカードを利用したスマホ申告についての説明もありました。

2時間にわたる説明会でありましたが、会員の皆様、最後まで熱心に聴講されておりました。終わりに、跡部源泉部会副部会長より閉会の挨拶があり、本説明会は終了しました。

(源泉部会 幹事 青木 崇憲)

ニューコーナー誕生



西新井法人会会員の皆様へ西新井税務署内をご案内致します。

まずは構内から玄関ホールにお入りください。正面の壁に目を向けますと新設されました「納税六団体の紹介」カウンターがあります。

各団体発行の広報資料がそれぞれの箱に用意されております。この新設コーナーは署内にお越しの一般の方々、特に事業企業関連の方々のお目に止まり、お手にしていただければ「納税六団体」のそれぞれの特色を知り検討いただけるきっかけにも繋がります。また税の知識を深め納税意識の高揚と地域社会の貢献に努める異業種交流団体の会員各位の励みともなります。

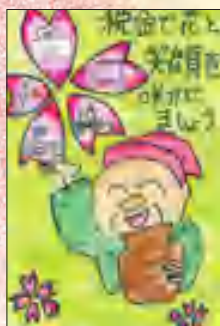
この「納税六団体の紹介」コーナーが今後の会員増強の大きな力となってくれることを願います。

結びになりましたが、発案設置下さいました西新井税務署に感謝申し上げます。

(広報担当 副会長 小川 節子)

第11回 ぜい かん 税に関する 絵はがきコンクール

優秀作品



西新井税務署長賞

伊興小学校



都税事務所長賞

西新井第一小学校



足立区長賞

西新井第一小学校



足立区長賞

西新井第一小学校



教育長賞

梅島第一小学校



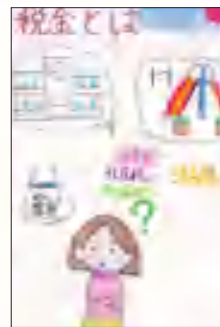
税理士会支部長賞

舎人小学校



税理士会支部長賞

島根小学校



西新井法人会会長賞

鹿浜五色桜小学校



西新井法人会会長賞

栗原北小学校



西新井法人会女性部会長賞

皿沼小学校



西新井法人会女性部会長賞

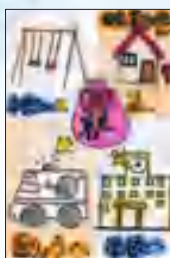
島根小学校

入選者

西新井税務署
管内



梅島第一小学校



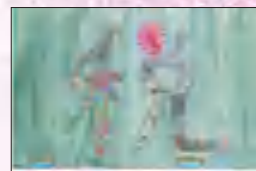
梅島第一小学校



梅島第一小学校



高野小学校



高野小学校



高野小学校



高野小学校



梅島第二小学校



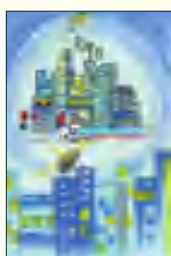
梅島第二小学校



梅島第二小学校



中島根小学校



中島根小学校



島根小学校



舎人小学校



舎人小学校



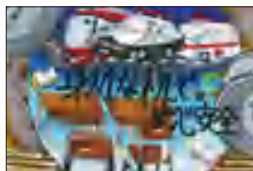
舎人小学校



舎人小学校



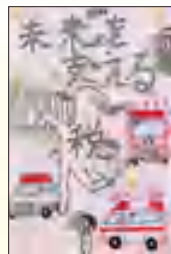
皿沼小学校



伊興小学校



伊興小学校



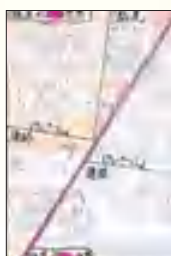
伊興小学校



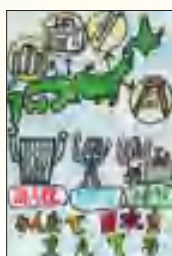
伊興小学校



伊興小学校



西伊興小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



栗原北小学校



鹿浜五色桜小学校



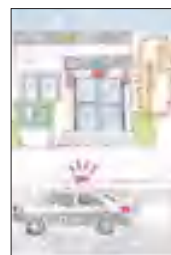
鹿浜五色桜小学校



西新井第一小学校



西新井第一小学校



西新井第一小学校



西新井第一小学校



西新井第一小学校

※個人情報保護法の観点から、受賞者の学校名迄とさせていただきます。

コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組み、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないがぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・国会は「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、経費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が目立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —



◇ 西新井税務署からのお知らせ ◇

申告と納税	
所得税及び復興特別 所得税・贈与税 3月15日(火)まで	消費税及び 地方消費税 (個人事業者) 3月31日(木)まで
振替納税 をご利用の方	
(振替日)	
所得税及び復興特別所得税	4月21日(木)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	4月26日(火)

税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月27日(木)～1月28日(金)	梅田地域学習センター	足立区梅田7-33-1	【受付】 午前9時30分から午後3時30分まで 【相談】 午前：9時30分から12時まで 午後：1時から4時まで 【事前申込をお願いします】
1月31日(月)～2月1日(火)	伊興地域学習センター	足立区伊興2-4-22	
2月3日(木)～2月4日(金)	舎人地域学習センター	足立区舎人1-3-26	
2月8日(火)～2月9日(水)	鹿浜地域学習センター	足立区鹿浜6-8-1	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○ オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

○ 電話による事前申込は、令和4年1月11日(火)から可能となります。

【事前申込専用番号：0570-007682】に電話の上、オペ

レーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

事前申込専用番号以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://toshin.com/nishikawaitel/hoshing_page?pageContent



◇ 西新井税務署からのお知らせ ◇

スマホで

かんたん・便利♪

確定申告！

STEP 1 まずは、国税庁ホームページへアクセス

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

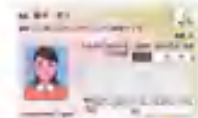


STEP 2 事前の準備をお願いします。



マイナンバーカード方式

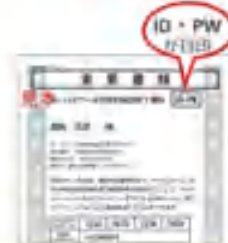
「マイナポータルアプリ」をインストールし、
マイナンバーカードをスマホで読み取り



ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」
をお持ちの方

①「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行
しています。詳しくは税務署へお問合せください。



STEP 3 金額などを入力

収入の入力

給与所得の源泉徴収票など

控除の入力

医療費、ふるさと納税
の領収証など

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）

R4年1月～

STEP 4 送信（印刷して郵送等でも提出できます。）



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の
観点からも、ぜひ、スマホ等による自宅からの
e-Tax申告をご検討ください。

都税についてのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構造物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和4年1月31日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX
ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一人の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

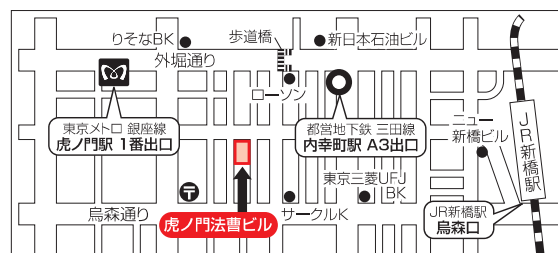
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

危険！路上寝込み多発！

夜間・早朝に路上で寝込んでいる人に
気付かず事故を起こすケースが増加し
ています！

「もしかしたら人がいるかもしれない」
という「かもしれない運転」で事故防止
に努めましょう！



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！



TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



連絡先：03-3852-0110内線（4132）西新井警察署交通総務

消防署だより ▶▶

病院へ行く？救急車を呼ぶ？迷ったら…

電話でも！
ネットでも！

#7119

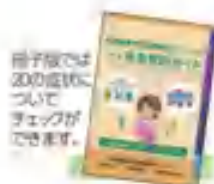
こちらからもつながります

23区 03-3212-2323

多摩地区 042-521-2323



救急車を呼ぶか迷った時には、「#7119」
救急相談センターに電話してください。24
時間365日、救急相談チームが救急車の必
要性や受診可能な医療機関の案内などを行
ってます。



ご自身で緊急性の有無が確認で
きる「東京版救急受診ガイド」を
東京消防庁ホームページや公式
アプリから利用できます。



(アプリこちら)



西新井消防署ホームページ西新井消防で検索（QRコードからも検索できます）

西新井消防署 TEL 3853-0119 大師前出張所 TEL 3886-0119

上沼田出張所 TEL 3855-0119 本木出張所 TEL 3889-0119

各人出張所 TEL 3856-0119



(西新井消防署HP)



消費税インボイス制度について

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 矢田 匡志

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）」が導入されます。これに先立ち、令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタートしました。

1. インボイス制度とは

インボイスとは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書、納品書、領収書、レシート等、書類の名称は問わず、一定の事項が記載された書類をいいます。

そして、インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。インボイス制度導入後は売手・買手双方に新たな義務が課されます。売手側は買手の求めに応じ「適格請求書（以下、インボイス）」を発行しなければなりません。さらに、交付したインボイスの写しの保存も必要です。一方、買手側は、原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件とされ、免税事業者から仕入れた場合は仕入税額控除が出来なくなります。

また、インボイスを発行するためには「適格請求書発行事業者」となる必要があります。「適格請求書発行事業者」となるためには、事前に登録申請を行う必要があります。この登録申請が令和3年10月1日より開始されています。インボイス制度が開始する令和5年10月1日からインボイスを発行するには、原則、令和5年3月1日までの登録申請が必要です。

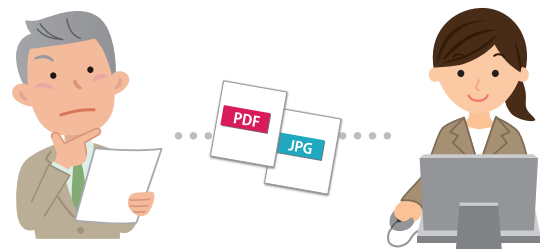
2. インボイス制度による影響

インボイス制度が導入されると経営にはどのような影響が出るのでしょうか。

まず、従来から消費税の課税事業者であった場合、売手側はインボイスを発行するために「適格請求書発行事業者」に登録する必要があります。また、インボイスの要件を満たすために請求書等の記載事項に登録番号を追加するなどの手続きが必要になります。

そして、買手側には、インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでないと仕入税額控除が出来なくなるため、仕入先や外注先に対して適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況の確認をする必要が出てきます。

免税事業者の場合には様々な検討が必要になります。そもそも免税事業者のままでは適格請求書発行事業者に登録が出来ないため課税事業者を選択した上で登録申請を行うかの検討が必要となります。更に、本則課税制度、簡易課税制度のどちらを選択するのか、いつから課税事業者となるのか、制度開始に向けて検討進めて行く必要がありますので、早めの準備をお勧めします。



“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家での葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1（鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前）

- 家族・親族様の宿泊施設完備 ● 宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備（ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます）

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

(一社) 西新井法人会簡易保険会からのお知らせ

現在取扱中の簡易保険(旧・郵政公社発行)につきまして、決済システム変更等により、令和4年4月1日から全て(株)かんぽ生命保険に取扱いが移行されますのでご案内申し上げます。

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!



インドアゴルフスクール/ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日/火曜日

東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344

わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社 のべる出版企画 TEL 03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜3-4-22 のべるリージョン2F

http://www.novelsyuppan.com
Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべるにおまかせください。

さくら観光バス株式会社
東京営業所

～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8台保有

36席 × 1台	夜行移動に最適!!
40席 × 4台	少し余裕を持った座席間隔
45席 × 3台	サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人1-21-15
TEL: 03-5647-6139
FAX: 03-5647-6539
E-mail: info-t@sakura-kankou.jp

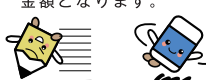
『西新井法人会報』 広告募集!



掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm × 左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠 (天地 50mm × 左右 175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地 297mm × 左右 210mm)	¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。
※左記は全て消費税込みの金額となります。





1月		
日付	内容	場所
17日(月)	厚生委員会	法人会館
18日(火)	社会貢献委員会	法人会館
21日(金)	サービス事業委員会	法人会館
28日(金)	源泉部会役員会	法人会館
未定	青年部会	未定
未定	女性部会	未定

3月		
日付	内容	場所
8日(火)	サービス事業委員会	法人会館
16日(水)	源泉部会役員会	法人会館
17日(木)	理事会	法人会館
31日(木)	女性部会役員会	法人会館

2月		
日付	内容	場所
1日(火)	広報委員会	法人会館
2日(水)	源泉部会	法人会館
2日(水)	源泉部会役員会	法人会館
4日(金)	ブロック長会	法人会館
8日(火)	研修委員会	法人会館
10日(木)	財務委員会	法人会館
16日(水)	総務委員会	法人会館
17日(木)	源泉部会役員会	法人会館
24日(木)	税制委員会	法人会館
25日(金)	厚生委員会	法人会館
26日(土)	恋活パーティー(社会貢献委員会主催)	中止

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるを得なくなりました。
まだこの様な事が続くと思われますので、延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月日	時間	場所
令和4年 2月17日(木)	14:00~16:40	法人会館

- ※1 上記説明会において、インボイス制度の概要を西新井税務署の担当が説明します。
- ※2 受講料、テキスト代は無料です。
- ※3 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

月日	時間	場所
令和4年 3月10日(木)	14:00~16:40	法人会館



明治神宮

Vol.265

明治神宮は大正9年11月1日、創建されました。ご祭神は第122代明治天皇と昭憲皇太后です。初詣は例年日本一の参拝者数となります。70万平方メートルの広大な「鎮守の森」は、明治神宮創建にあたり、全国から献木され、約10万本が植栽され「永遠の杜」目指して造営された人工林です。マイカーで参拝される際表参道からは入れません。代々木の方、北参道より入り無料駐車場があります。

(梅田第一支部 永田 一雄)

編集後記 あけましておめでとうございます

神社に参拝すると必ず見かける手水舎。日本書紀によると国民の半数以上が死亡した疫病の対策として、第十代崇神(すじん)天皇の命で設置され、手洗いが推奨されたそうです。以後、手を洗う習慣は日本人の中で定着しています。

現在、コロナ対策として日本人のマスク着用率はほぼ100%の様に見受けられます。世界的な状況を鑑みても一定の効果があるように見えるマスク。私たちは1000年後もマスク着用で外出しているのでしょうか？

(加賀・鹿浜支部 広報委員 前田 忠)



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています！



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開いたしております。お気軽にご利用ください。
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第265号 令和4年1月11日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16 TEL (3852) 2511
<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市間戸760-1 2F TEL 048(878)9171



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



DJIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9087

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314